

はじめに

平成18年4月11日開催の総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会において産学間での共同研究契約に関する議論がなされ、それを受けて平成18年6月8日に内閣官房知的財産戦略本部が発表した「知的財産推進計画2006」の中に次のような計画が示された。「産学間での共同研究における契約内容や契約実務における運用をより柔軟且つ迅速に行うため、2006年度中に、契約交渉の事例を整理して、分野別の契約モデルを作成し、それぞれの契約モデルの留意事項を含んだ研修の充実やその普及を図る」

(第1章 知的財産の創造 2. 知的財産を軸とした産学権連携を推進する(2) 産学官連携に関するルールを整備する 共同契約の柔軟性と迅速性を確保する、から)

これに鑑み電気通信大学では文部科学省の委託を受けて行ったのがこの調査研究である。

平成16年4月に国立大学が国立大学法人となり、大学と企業間の共同研究が行われる場合の契約条件等については各大学で自主的に決定することになり、各大学とも独自の共同研究契約書の雛形を作って企業と交渉したが、実際の運用に際しては各種の問題に直面し、多くの労力と時間を要するようになった。

そこで電気通信大学では平成16年度に「産学連携推進のための共同研究等に関する諸問題」に関する調査研究を行い、この中で電気通信大学独自の共同研究契約書を作成し公表した。

これは主として従来の共同研究契約書雛形の知的財産関連条項について検討したもので、研究会では大学関係者のみならず企業関係者にも意見を聞き、新たな契約書モデルを作成した。

更に平成17年度には文部科学省の委託を受け、企業との共同研究等で多くの経験を有する10大学の知的財産部門の責任者を中心にした「新たな時代に対応した共同・受託研究契約のあり方」研究会を主催し、各大学で共同研究等契約交渉の際に実際に遭遇している問題点を摘出し、その事例を集積した。これらの成果はいずれも報告書として公表した。

今回の研究は過去2年間に本学が行った研究成果に基づき、より柔軟且つ迅速な共同研究契約交渉が行うことができる契約モデルを作成することを狙いとして行い、いくつかのモデルを提示した。

提示したモデルはあくまでも一つのモデルに過ぎず、実際の交渉実務においては、研究内容に基づいて相手の担当者と十分に意思の疎通を図ることこそが、柔軟且つ迅速な交渉にとって最重要であることは論を待たない。

これらが今後の各大学と企業との共同研究契約等の交渉の参考となれば、幸いである。

平成19年3月

電気通信大学知的財産本部
副本部長 堀 建二